

知っていますか？自転車ルール

ルールを守って安全運転

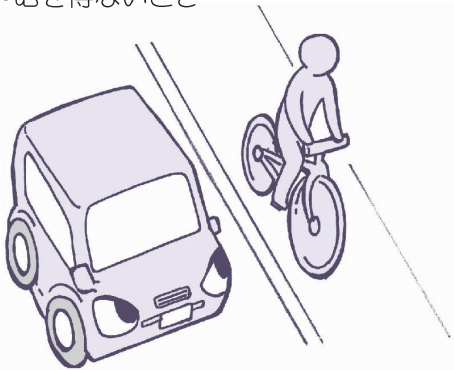


1 自転車は車道が原則、歩道は例外

●歩道と車道の区別がある所は車道通行が原則です。

ただし、次の場合は歩道を通行できます。

- ・普通自転車を運転している13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者
- ・内閣府令で定める身体障害者
- ・「普通自転車の歩道通行可」の標識のある歩道
- ・交通の状況からみて、通行の安全を確保するためやむを得ないとき



自 転 車 安 全

2 車道は左側を通行

●自転車は、道路の左側に寄って通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

- 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。
- 歩行者が多いときは、自転車を押して歩きましょう。

自分自身を守るために

□ポイント1

体に合った自転車を選びましょう

- ・自転車にまたがったときに、両足の先が地面につくもの
- ・ハンドルやブレーキ操作を無理なく行えるもの

□ポイント2

防犯登録をしましょう

□ポイント3

自転車保険に加入しましょう

□ポイント4

- ・乗車前に点検をしましょう

チェックポイントは、
こちら ⇨

※防犯登録は、自転車購入時に販売店で手続きをしてください。

※自転車保険は、自身のケガの補償や、相手にケガを負わせた場合の損害賠償に備えることができます。詳しくは、自転車販売店または各保険会社にお問い合わせください。